平成２１年（フ）第１９２号
宮崎県延岡市西階町３丁目62番地18
債務者　長友しのぶ（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成21年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
宮崎地方裁判所延岡支部
平成２１年（フ）第４５０号
千葉県松戸市栄町４丁目236番地
債務者　和泉田さち子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部
平成２１年（フ）第４６６号
千葉県野田市野田534番地
債務者　原　　利夫
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部
平成２１年（フ）第４９６号
千葉県柏市南逆井４丁目１番19号
債務者　市川　真弓
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部
平成２１年（フ）第５０２号
千葉県野田市古布内1763番地５
債務者　算用子道代
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部
平成２１年（フ）第５１３号
千葉県柏市南増尾５丁目13番５号
債務者　西潟　康子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部
平成２１年（フ）第５１７号
千葉県松戸市六高台７丁目57番地小松コーポ１―305号
債務者　飯泉久美子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部
平成２１年（フ）第５１８号
千葉県松戸市河原塚237番地の４ラルゴ八柱204号
債務者　上倉　敏文
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部
平成２１年（フ）第５２２号
千葉県野田市木間ケ瀬5359番地の75
債務者　藤崎　公子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部
平成２１年（フ）第５２７号
千葉県野田市中野台305番地
債務者　加藤　千晶
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部
平成２１年（フ）第５３０号
千葉県鎌ケ谷市北中沢２丁目６番13―３号
債務者　三浦　利実
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部
平成２１年（フ）第５３２号
千葉県柏市新富町２丁目６番36号テラスナガセ５号
債務者　青木　敏明
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部
平成２１年（フ）第５３３号
千葉県松戸市五香２丁目１番地の７シャルマンコーポ松戸五香201号
債務者　前川　京子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部
平成２１年（フ）第２００号
福井市花堂北２丁目29番11号
債務者　ケンソーこと　西島　健治
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係
平成２１年（フ）第２８３号
福井県大野市東中町209番地
債務者　三村　信一
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係
平成２１年（フ）第３１６号
福井県鯖江市新横江２丁目７番16―５号
債務者　飯干志乃武
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係
平成２１年（フ）第３１７号
福井県鯖江市新横江２丁目７番16―５号
債務者　飯干　明代
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係
平成２１年（フ）第３２２号
福井市乾徳４丁目６番７号
債務者　森　　雅代
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係